



# 多角的シティズンシップを育成するカリキュラム構成原理 –イギリスとヨーロッパ評議会のシティズンシップ教育を手がかりに–

橋崎, 頼子

---

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2010-03-25

(Date of Publication)

2011-12-19

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲4855

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1004855>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



氏 名 橋崎 頼子  
博士の専攻分野の名称 博士（学術）  
学 位 記 番 号 博い第 4855 号  
学位授与の 要 件 学位規則第 5 条第 1 項該当  
学位授与の 日 付 平成 22 年 3 月 25 日

【 学位論文題目 】

多元的シティズンシップを育成するカリキュラム構成原理 —イギリスとヨーロッパ評議会のシティズンシップ教育を手がかりに—

審 査 委 員

主 査 教 授 今谷 順重  
教 授 沖原 勝昭  
教 授 鈴木 幹雄  
教 授 三上 和夫  
准教授 吉永 潤

論文内容の要旨

氏名 橋崎 頼子

専攻 人間形成科学専攻

指導教官氏名 今谷 順重 教授

論文題目

多元的シティズンシップを育成するカリキュラム構成原理  
—イギリスとヨーロッパ評議会のシティズンシップ教育を手がかりに—

論文の要旨

1. 研究の目的

本研究の目的は、イギリスおよびヨーロッパ評議会のシティズンシップ教育の分析を通して、多元的シティズンシップ(multiple citizenship)を育成する教育の目的、目標、内容、方法について明らかにすることである。

2. 研究の対象と方法

本研究の目的を達成するため、本論文では以下のような対象と方法をとった。

研究対象として、イギリスおよびヨーロッパ評議会のシティズンシップ教育を取り上げた。両者を対象としたのは、それらが、従来の国際理解教育・グローバル教育の抱える問題に応えるシティズンシップ概念である「多元的シティズンシップ」を育成する教育の具体例であると考えたからである。本研究では、多元的シティズンシップを、その統合原理の違いによって、「国民的アイデンティティを統合原理とする多元的シティズンシップ」と「法を統合原理とする多元的シティズンシップ」の2つに類型化した。そして、前者を育成する教育の具体例として、イギリスのシティズンシップ教育を、後者を育成する教育の具体例として、ヨーロッパ評議会のシティズンシップ教育を取り上げた。

研究方法としては、第一に、イギリスおよびヨーロッパ評議会のシティズンシップ教育の骨子となった政策文書と関連する文献を中心に、シティズンシップ教育が導入された背景を踏まえ、目的、目標について明らかにした。特に、多元的シティズンシップの考え方の特徴である、複数の地理的次元への参加、社会の多様性の認識、多様性の統合をどのように捉えているのかに注目して分析を行った。第二に、イギリスおよびヨーロッパ評議会のシティズンシップ教育の教科書、教授用指導書、学校の教育計画を分析し、どのような内容と方法を通して、多元的シティズンシップを育成しようとしているのかについて明らかにし、その原理と特質の検討を行った。

3. 研究結果

(1) 多元的シティズンシップの位置づけと分析枠組みの明確化(第1章)

第1章では、まず、シティズンシップとナショナリティの概念はもともと一体ではなく融合したものであるという視点から、国民教育への批判として出されてきた日本の国際理解教育・グローバル教育の考察を行った。その結果、国際理解教育・グローバル教育の問題点として、①「国民育成」か「地球市民育成」かの二者択一に陥っていること、②「国家＝文化＝民族」という等式が強固に保持されており、「日本人(マジョリティ)」、「外国人(マイノリティ)」という構図を作り出していること、③社会の統合原理とされる普遍的価値が曖昧であること、という点を明らかにした。ここから、国際理解教育・グローバル教育の問題点を克服するために、①国家か地球かの二者択一に陥らない複数の地理的レベルの政治共同体における成員育成のあり方の構想、②文化的同質性に基づく「国民」の枠組みを見直し、社会の多様性の認識を促すための方策、③多様化した社会の統合原理の明確化、という3つの課題に取組む必要があることを明らかにした。

次に、これらの課題に応えるものとして、多元的シティズンシップを位置づけた。本研究では、多元的シティズンシップを、国家と個人が一对一の対応関係にある「一元的シティズンシップ」ではなく、政治的意思決定の場を、国家の上位・下位レベルに多元化・重層化するシティズンシップ構想という意味で使用した。そして、多元的シティズンシップを、統合原理の違いによって以下の2つに類型化した。一つは、民主主義国家を機能させるため、開かれた国民的アイデンティティによって同国人を強く結びつける必要があるとする立場に基づく「国民的アイデンティティを統合原理とする多元的シティズンシップ」、

もう一つは、国境を越えて共有される法そのものの中に、人々を結びつける契機を見出そうとする立場に基づく「法を統合原理とする多元的シティズンシップ」である。

## (2) 「国民的アイデンティティを統合原理とする多元的シティズンシップ」を育成するカリキュラム構成原理(第2章、第3章)

第2章および第3章では、「国民的アイデンティティを統合原理とする多元的シティズンシップ」を育成する教育の具体例としてイギリスのシティズンシップ教育を取り上げ、そのカリキュラム構成原理の検討を行った。

第2章では、イギリスのシティズンシップ教育の導入背景、目的、目標についての分析を行った。まず、イギリスのシティズンシップ教育は、それまで主に民間で実践されてきたものが、1980年代後半以降、グローバル化に対応するための経済政策、治安維持、移民対策の一環として正式に学校教育に導入されたものであることを明らかにした。次に、イギリスのシティズンシップ教育の目的は、社会参加を重視する「活動的シティズンシップ」の育成であると述べた。加えて教育目標については、骨子となった政策文書の分析より、以下のことを明らかにした。まず、地域・国家レベルのシティズンシップ育成を重視する立場と、超国家レベルのシティズンシップ育成も含めるべきだとする立場の主張が混在する形で盛り込まれており、結果的に複数の地理的レベルのシティズンシップ育成が目指されていたことである。次に、異なる解釈に開かれた政治的価値である「共有価値」と、それに基づく国民的アイデンティティの形成が目指されていたことである。ただし、この点については、人権を重視する論者からの批判があったことにも触れた。

第3章では、イギリスのシティズンシップ教育の内容と方法を明らかにするために、代表的な教科書である『Activate!』と、シティズンシップ教育に積極的に取り組む中等学校の教育計画の分析を行った。両者に共通する特質として以下の4点を明らかにした。第一に、複数の地理的レベルにおける権利と責任が、相互補完関係にあるものとして学ばれていたことである。例えば『Activate!』の内容は、シティズンシップの基本的な概念を、地域、国家、グローバルレベルの問題に別々に具体化したものから成り、それらは、基本的に地域、国家、グローバルへと環境が拡大する中で学ばれるように配列されていた。第二に、イギリス国内の多様な集团的アイデンティティを取り上げ、その集団内部の多様性についても学習させていたことである。例えば、中等学校の教育計画の中の単元「奴隷制」は、

奴隷制撤廃運動に参加したジェンダー、「人種」、宗教、社会階級の異なる集団と、そこに属する複数の個人の活動を調べるものとなっていた。第三に、同質の文化や価値ではなく、人々によって様々に解釈されることに開かれた文化や政治的価値を基盤とした国民的アイデンティティの形成が期待されていたことである。『Activate!』の単元「多様性」では、イギリスの政治体制、言語、民族、宗教、文化の多様性を踏まえた上で、自分なりの「イギリス人らしさ」を定義する活動を行わせている。また、中等学校の教育計画の単元「奴隷制」でも、イギリス社会を構成する多様な人々の取り組みによって形成されてきた政治的価値を、歴史的文脈の中で学ぶことで、その価値への誇りや愛着を抱くことが期待されていた。しかしこの単元では、イギリス社会の政治的価値が、人権と連続性のあるものとして学習されており、普遍的価値に近いものとして学ばれていた。第四に、学習方法として、既存の文化や価値を問い直し、異なる解釈に開かれたものへと再構築していくという過程で、批判的討論と社会参加が用いられていた。

## (3) 「法を統合原理とする多元的シティズンシップ」を育成するカリキュラム構成原理(第4章、第5章)

第4章および第5章では、「法を統合原理とする多元的シティズンシップ」を育成する教育の具体例としてヨーロッパ評議会のシティズンシップ教育を取り上げ、そのカリキュラム構成原理についての検討を行った。

第4章では、ヨーロッパ評議会のシティズンシップ教育の、導入背景をふまえ、その目的、目標についての考察を行った。まず、ヨーロッパ評議会では、冷戦終結後の中・東欧諸国の加盟に伴って、ヨーロッパ全体を「民主的安全保障地域」とするという構想が打ち出され、その一環としてシティズンシップ教育が導入されたことを明らかにした。次に、シティズンシップ教育の目的が、人権や法の支配などのヨーロッパ評議会の根本的価値を踏まえた民主主義への参加の促進であることを示した。また、それを具体化した教育目標は、2つのコア・コンピテンシーという形で提示されていた。それらは、政治・経済・社会・文化の次元と、ローカルからグローバルレベルの地理的次元を含む、民主的共同体に関する知識・理解に関するコンピテンシーと、法・ルール形成のプロセスに参加するための認知的、倫理的、行為的側面の能力に関するコンピテンシーから成っていた。

第5章では、ヨーロッパ評議会のシティズンシップ教育の内容と方法を明らかにするた

めに、代表的な教授用指導書である『コンパス』と『民主主義の中に生きる』の分析を行った。両者に共通する特質として以下の4点を明らかにした。第一は、複数の地理的レベルが、共通のシティズンシップが適用される文脈として位置づけられていることである。例えば『コンパス』は、異なる人権に関するグローバルな問題解決について、仮想空間を設定して学習し、その成果を異なる地理的文脈に適用するという構成になっていた。第二に、国内に限定されない、個人のアイデンティティの多元性を取り上げ、それらの流動性や可塑性の理解を促していたことである。具体的には、『コンパス』の「文化的権利」に関する活動では、「生得的なアイデンティティ」と「選び取ることの出来るアイデンティティ」を区別して認識させると共に、アイデンティティの選択の自由の意義について考えることを促していた。第三に、法による統合が重視されているということである。例えば、『民主主義の中に生きる』の単元の配列は、個人のアイデンティティの多元性の認識、多元的アイデンティティを尊重する社会のジレンマの体験、討論を通じた法・ルールの作成とそれに基づく社会構築への参画、という過程をたどらせるものとなっていた。つまり、多元的なアイデンティティを持つ人々を、法形成への参画と法の尊重によって統合するカリキュラムとなっていた。第四に、学習方法として、経験を振り返り、一般化を引き出す反省と、学んだことを社会に適用する社会参加が重視されていた。

### 3. 総合的考察(第6章、終章)

本研究では、多元的シティズンシップを2つに類型化し、それらを育成するカリキュラム構成原理について明らかにしてきた。第6章では、2つの多元的シティズンシップを育成する教育を比較し、考察を行った。両者のカリキュラム原理の相違点として以下の3点が明らかとなった。まず、「国民的アイデンティティを統合原理とする多元的シティズンシップ」と「法を統合原理とする多元的シティズンシップ」を育成する教育では、多様性の統合原理を国民的アイデンティティにおくのか、法に置くのかによって違いがあった。その結果、前者では、複数の地理的レベルのシティズンシップが相互補完関係にあると捉えられていたが、後者では、複数の地理的レベルが、共通の法原理が適用される異なる文脈として設定されていた。また、前者では、国内の多様性の認識が重視されていたが、後者では、個人のアイデンティティの多元性が重視され、どの集団的アイデンティティに所属するのかを選択する自由についても触れられていた。

以上の考察をふまえると、「国民的アイデンティティを統合原理とするシティズンシップ」教育は、従来の、民族的・文化的同質性に基づく国民教育の限界を克服している点で評価でき、現在の日本の国際理解教育・グローバル教育にも示唆を与えるものであると言える。しかし、一定の同化を求めるという点、および、国家への帰属の是非を選択する自由が想定されていないという点で限界があることから、「法を統合原理とする多元的シティズンシップ」教育の方が、グローバル時代のシティズンシップ教育としてより望ましいモデルであると論じた。最後に、今後の課題として、イギリスと CoE における実践の研究、カリキュラム全体の中でのシティズンシップ教育の位置づけの解明、研究成果の日本の文脈への応用可能性の探究を挙げた。

論文審査の結果の要旨

氏名	橋崎 頼子		
論文題目	多元的シティズンシップを育成するカリキュラム構成原理－イギリスとヨーロッパ評議会のシティズンシップ教育を手がかりに－		
判定	合格・不合格		
審査委員	区分	職名	氏名
	主査	教授	今谷 順重
	副査	教授	三上 和夫
	副査	教授	沖原 勝昭
	副査	教授	鈴木 幹雄
	副査	准教授	吉永 潤
要 旨			
論文審査の結果の要旨は、次の通りである。			
<p>本論文の目的は、イギリス及びヨーロッパ評議会のシティズンシップ教育の分析を通して、多元的シティズンシップ (multiple citizenship) を育成する教育の目的、内容、方法について明らかにすることである。この目的を達成するために、研究対象として、イギリス及びヨーロッパ評議会のシティズンシップ教育を取り上げ、その統合原理の違いによって、「国民的アイデンティティを統合原理とする多元的シティズンシップ」と「法を統合原理とする多元的シティズンシップ」の2つに類型化した。</p> <p>章の構成は全6章から成り、第1章では、日本における国際理解教育・グローバル教育の問題点を明らかにし、これらの課題に応えるものとして、多元的シティズンシップを位置づけた。そして、この多元的シティズンシップを、先に述べた2つに類型化して分析を行った。</p> <p>第2章及び第3章では、「国民的アイデンティティを統合原理とする多元的シティズンシップ」を育成する教育の具体例として、イギリスのシティズンシップ教育を取り上げ、その導入背景、カリキュラム構成原理の特色について検討を行った。とりわけ第2章では、イギリスのシティズンシップ教育の目的は、社会参加を重視する「活動的シティズンシップ」の育成であり、異なる解釈に開かれた政治的価値である「共有価値」と、それに基づく国民的アイデンティティの形成が目</p>			

指されていることを指摘した。第3章では、イギリスのシティズンシップ教育の内容と方法を明らかにするために、代表的な教科書である「Activate!」と、シティズンシップ教育に積極的に取り組む中等学校の教育計画の分析を行った。

第4章では、ヨーロッパ評議会のシティズンシップ教育の導入背景を踏まえ、その目的が人権や法の支配などのヨーロッパ評議会の根本的価値を踏まえた民主主義への参加の促進であることを示した。第5章では、ヨーロッパ評議会のシティズンシップ教育の代表的な教授用指導書である「コンパス」と「民主主義の中に生きる」を分析した。そして両者に共通する特質として、多元的なアイデンティティをもつ人々を、法形成への参画と法の尊重によって統合するカリキュラムとなっていること、学習方法としては、経験を振り返り一般化を引き出す「反省」と、学んだことを社会に適用する「社会参加」が重視されていることを指摘した。第6章では、これら2つの多元的シティズンシップを育成する教育を比較し、両者のカリキュラム原理の相違点を明らかにした上で、従来の民族的・文化的同質性に基づく国民教育の限界を克服している点で評価できることを指摘した。

本論文の主要な成果は、イギリス及びヨーロッパ評議会における最新の資料を収集・分析して、これまで「国民育成」か「地球市民育成」かの二者択一に陥りがちであった国際理解教育・グローバル教育の問題点を克服するための視点として、地域・国家・リージョナル・グローバルという複数の地理的レベルの共同体に立脚する地球市民育成の在り方、すなわち文化的同質性に基づく「国民」の概念的枠組みを「多元的市民性」の観点から見直し、国際社会の多様性の認識を促していくことのできる新しい市民性教育論の在り方を明らかにしたことである。

本論文は、論理性、着想、仮説を裏付けるための実証性などの要件も十分に満たしており、地球市民育成のための新しい視点と方法を明らかにしようとしていることから、新規性、独創性も極めて高いものであり、「総合人間発達科学」にふさわしい研究であるということが出来る。

本論文に関係する主要な研究業績としては、以下に示す3編の査読付き学会論文があり、業績条件は申し分のないものである。

- ・「Citizenship教員養成に関するチューターの視点についての一考察」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』第2巻、第1号、pp.43-52、2008年
- ・「多元的シティズンシップを育成するカリキュラム構成原理－イングランドの学校レベルの教育計画を手がかりに－」『グローバル教育』第12号（2010年3月掲載予定）
- ・「多元的シティズンシップ育成のための内容と方法－ヨーロッパ評議会の『民主主義の中に生きる』を手がかりに－」『国際理解教育』Vol.16（2010年6月掲載予定）

本研究は、シティズンシップ教育について、多元的市民性の育成の観点から、その具体的な目的・内容・方法について研究したものであり、国際理解教育・グローバル教育におけるカリキュラム編成の在り方について重要な知見を得たものとして、価値ある集積であると認める。

よって学位申請者の橋崎頼子は、博士（学術）の学位を得る資格があると認める。